

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MAXデンコードー石巻店

石巻市 石巻蛇田中央土地区画整理事業地内12街区5 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延

仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号

3 市町村の意見の概要

- (1) 工事期間中において、出店予定地周辺の道路上に工事関係車両の待機駐車を避けるとともに、児童・生徒の登下校の時間帯には通行を控え、やむを得ず学区内を通行する場合には道路や交差点に誘導員を常時配置するなどして交通安全確保に万全の措置を講じられたい。また、工事期間中はもとより、開店後においても関係者に対し安全教育の徹底を図られたい。
- (2) 交通安全対策や非行防止対策などについて、学校と協議するとともに、工事期間中における工事関係車両の通行ルートや時間帯など地域住民に対しても周知を図られたい。
- (3) 荷捌き時間帯や営業時間帯には、全ての出入口付近に警備員や誘導員を配置するとともに、周辺の見通しを確保するなど、交通安全確保に万全の措置を講じられたい。
- (4) 防犯対策や非行防止対策について、商品の陳列方法を工夫するなどして万引き防止策を講じるとともに、店内や駐車場などが子供達の溜まり場とならないよう、巡回警備や指導の強化を図られたい。
- (5) 敷地内に死角を作らないよう、照明灯の設置等については、十分考慮されたい。
- (6) 騒音について、来店者に不必要なアイドリング等を行わないよう表示板等で呼びかけを行うとともに、搬入業者等に対しては荷捌き作業等において騒音が発生しないよう指導するなど適切な措置を講じられたい。
- (7) 騒音及び振動の発生については、付帯設備及び付帯施設等の維持管理に十分

留意するなど関係法令を遵守し、周辺的生活環境の保持に努められたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成19年3月14日から平成19年4月16日まで(ただし、閉庁日を除く。)